

平成19年10月

お客様各位

株式会社青森銀行

## 長期間ご利用のない預金口座のお取扱いに関するお知らせ

平素は当行をご利用いただき、まことにありがとうございます。

さて、ご高承のとおり、偽造・盗難カードによる不正払戻あるいは「振り込め詐欺」等への預金口座の不正利用などの犯罪は、当局の取締り強化ならびに金融機関の各種防止策の実施にもかかわらず、依然として後を絶たない状況です。

このため、当行では平成18年8月より、長期間ご利用のない預金口座のATMでのご利用を停止させていただきましたが、今般さらに平成19年度より、まことに恐縮ではございますが、毎年9月末日現在で過去5年以上お取引のない預金口座につきましては、普通預金規定ならびに貯蓄預金規定の定めに基づき、翌年3月に解約させていただくこととなりました。

つきましては、長期間お取引のない預金口座をお持ちのお客さまにおかれましては、まことに恐れ入りますが、お取引店またはお近くの当行窓口にご来店のうえ、ご解約またはお取引継続のお手続きを行っていただきますようお願い申しあげます。

なお、当行において解約処理を行った場合、解約元利金につきましては当行が別途お預かりしますので、窓口にお申し出があれば、いつでも全額をお支払いします。

この取扱いにつきましては、お客様の大切なご預金をお守りするためのやむを得ない措置でございますので、なにとぞご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

### ◎ご来店の際にご持参いただくもの

預金通帳、お届け印、キャッシュカード（発行している場合のみ）、ご本人を確認できる書類（運転免許証、健康保険証、等）

上記の内容についてご不明の点がございましたら、お取引店またはお近くの当行窓口までご照会ください。